

～ 国際研究 ～

「中国の特色ある社会主義的法体系」を考える

国際協力部教官

江 藤 美紀音

1 はじめに

資本主義は、ヨーロッパの中世封建社会の崩壊後にブルジョワジーによって建設され、その後全世界を席卷したが、現在は慢性的不景気や恒常的な高い失業率などに見られるように当時の勢いは失われ、多くの先進国において資本主義経済は停滞している。日本でも、バブル崩壊後の不景気から未だ抜け出せず、「格差社会」という言葉が流行し、就職できない新卒者やリストラされた失業者等を多く生み出すなど資本主義の閉塞感が蔓延している。

そのような中、新興国の勢いは注目を集めており、その筆頭が中華人民共和国（中国）である。中国は、今では数少ない社会主義国家であるが、社会主義市場経済という独特の概念を標榜して以来、目覚ましい経済発展を遂げ、今やその GDP は日本を抜き世界第2位の地位を占める。そして、社会主義と市場経済という一見相反するイデオロギートを融合させ、類を見ない経済発展を遂げた中国経済を支えているのが「中国の特色ある社会主義的法体系」というのである。この「中国の特色ある社会主義的法体系」が何であり、どのような特徴を有しているのかを、民法、特に2009年に成立した権利侵害責任法を題材に、その手がかりを探るのが本稿の目的である。筆者は、中国法の研究者でもなく法学研究者でもなく中国語にも通じていないが、法整備支援に従事した体験に基づいていわば専門家でないが故の独自の視点から感想めいたものも含めて述べてみたい。

2 中国の特色ある社会主義的法体系とは

(1) イントロダクション（中国の法整備のあらまし）

本題に入る前に、既知であろうと思うものの、中国の近代法整備のあらましを簡単に紹介しよう。

そもそも中国では、古くは唐代に律令制度が確立していた¹が、近代法が整備されはじめたのは清代の末期であった。当時の近代西洋法導入の動機は奇しくも日本と同様であり²、アヘン戦争での敗北後に締結した南京条約を始めとする欧米諸国との不平等条約を撤廃するためである。

その後の辛亥革命で清朝は滅び、中華民国が成立した。中華民国では、国民党により各種基本法が公布されて、中華民国法の整備が進められていた。しかし、中華民国による支配は長く続かず、国民党は中国共産党との内戦の末、1949年、台湾に逃れた（中華民国法は、その後、台湾で発展することになる）。

中国共産党は、国民党と内戦中であった1949年2月、中華民国法を廃棄する旨の指示を出し、同年10月1日中華人民共和国（中国）を建国した。

建国後の中国は、毛沢東の指導の下、1954年に当時のソビエト社会主義共和国連邦に倣って憲法を制定し、社会主義国家の建設を目指して法整備を進めていったのであるが、1966年から始まった文化大革命により、法軽視、法破壊が蔓延し、中国法整備は

¹ 律は罪と罰との体系的な法典、令は国政についての体系的な法典である（「現代中国法入門」7頁）。日本も遣唐使や遣隋使を中国に送って律令制を学んだ。

² 日本の法整備の歴史について、詳しくは「日本国の近代化（1868年）以後における法制度構築の歴史」（三ヶ月章博士講演録）を参照されたい。

約10年にわたって停滞してしまう。

文化大革命が収束した後の中国は、鄧小平の指導の下、改革・開放の時代に突入する。1978年に「民主と法制の強化」³が国の指針とされると、中国国内の法整備が再スタートした。そして、1992年、中国共産党は、鄧小平の南巡講話⁴を受けて中国経済の性格を「社会主義市場経済」と定義し、1993年には憲法を改正して中国が「社会主義市場経済」を実施することを宣言した。これと同時期に、中国はGATT⁵加盟に向けての本格的交渉を開始し、国際的なルールに合致する国内法整備を条件に、2001年WTO（世界貿易機構）に加盟した。以来、中国では、民商事法分野を中心とした急速なグローバル化が進んでいるが、その法整備のキーワードとなるのが、「中国の特色ある社会主義的法体系」の構築である。

(2) 「中国の特色ある社会主義的法体系」とは何か

中国は、1997年中国共産党第15回全国人民代表大会において、2010年までに「中国の特色ある社会主義法体系を構築する。」という立法事業目標を掲げた。そして、今年3月に行われた全人代常務委員会（中国の立法機関）の事業報告（第11期全国人民代表大会第4回会議）によると、2010年末の時点で、中国は現行の法律236件、行政法令690件、地方法令8600件あまりを制定しており、「中国の特色ある社会主義法体系の構築」は完成したという⁶。

では、「中国の特色ある社会主義的法体系」とは何

であろうか。単純に考えれば、社会主義の基本原則を維持しつつ市場経済を結合させた法体系であろうが、資本主義社会に身をおく我々にとっては、旧ソ連の計画経済に代表される社会主義と、資本主義の象徴である市場経済とが矛盾するイデオロギーであると考えため、その意図するところを正確に理解することは難しい。

なお、上記事業報告では、「中国の特色ある社会主義法体系」を、概要、次のように表現している⁷。

- ① 中国の特色ある社会主義が、マルクス主義の基本原則を中国の具体的実情と結合させた中国独自路線⁸のもので、この路線が国家発展進歩の唯一の確な路線であり、この路線を中国共産党の指導的地位の下で堅持することを前提に、「中国の特色ある社会主義的法体系」は、上記路線を守る法制の基盤であり、これを構築することにより同法制の基盤を固め、中国共産党の指導的地位を確保する。
- ② 「中国の特色ある社会主義的法体系」は、改革開放と社会主義現代化建設の実践経験を法律に昇華させ、法律から改革開放の方向性を堅持することを保障する。
- ③ 「中国の特色ある社会主義的法体系」は、これまでの中国の発展と切り離せないものであり、2020年までに小康社会（少しゆとりのある社会）を実現し、今世紀中期には現代化⁹をほぼ実現させるための法制保障である。

これを解釈すれば、中国の特色のある社会主義法体系は、中国共産党の指導する社会主義国家原則を

³ 「民主と法制の強化」は、文革期の政治的混乱によって法制度が破壊された結果、民主主義がなおざりにされ、市民の民主的権利が著しく侵害されたとことの反省にたつて、法制度の再建による民主主義の回復を目指したものの。それは、共産党による一元的支配の帰結である「人治」を否定し「法治」を確立しようとするものであり（依法治国）、その前提条件として「党政分離」（共産党と国政を分離する）を内包する（後掲「現代中国法」12頁）。

⁴ 「南巡講話」は、1992年に鄧小平が武漢等南方地域を視察し、その際、市場経済導入の重要性を説いたもの。

⁵ 「GATT（ガット）」は、自由貿易の推進、世界貿易の拡大を目指す国際条約であり、1948年1月に発足した。現在、1995年1月に発足したWTO（世界貿易機構）に引き継がれている。

⁶ 中国人大網

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2011-03/19/content_1648049.htm

⁷ 前記中国人大網

⁸ 中国の社会主義の指導理念について、中国憲法は前文で、「中国共産党の指導の下にマルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論及び「三つの代表」の重要な思想に導かれて」と規定している。なお、「三つの代表」とは、中国共産党が①中国の先進的社会生産力の発展要求、②中国の先進的文化の前進方向、③中国の最も広範な人民の根本利益を代表することをいう。

⁹ 「4つの現代化」農業、工業、国防、科学技術の4つの分野における現代化を目指すもので、1978年に「民主と法制」と同様、国家の基本政策に掲げられた。

堅持しつつ、改革開放を取り入れて経済面での現代化を図り、(その経過において現状の中国のような一過性の経済格差は生じて、)最終的には全国民にとって調和のとれた小康社会を実現するという中国の方向性を支えるものであると考えられているのであろう。

このような「中国の特色ある社会主義的法体系」を前提に中国法を検討してみると、我が国には存在しない中国の法律に特有の規定や規定の仕方についても、ある程度理解することができる。特に、生産手段の共有を根本的イデオロギーとする社会主義を修正し、財産の私有制を保障していくのであるから、おのずとバランスを取るための調整規定が必要となってくる。そこで、中国の民法典制定の流れを概観しつつ、主要な民法典の特徴（特に、民法通則、物権法、権利侵害責任法）を例にとって、若干の考察を試みたい。

3 中国の「特色ある社会主義的法体系」～民法制定までの道のり

(1) 民法通則制定まで

中華民国は近代的な民法典を制定していたが、前述したように中国共産党により中華民国法は廃棄された。そして、中華人民共和国設立後、中国は民法典の起草を目指したが、生産手段の共有、自給自足を原則とする計画経済を国の経済政策の原則としている中国が商品経済をどのように認識すべきかという点について激しい論争が行われ、民法起草作業は進まなかった。これは、民法・経済法論争といわれるもので、社会主義セクター間における財産関係を、平等な主体間による自由な経済関係を軸とする民法により規律すべきとする見解（大民法論）と、国家の行政的な管理経済を軸とする経済法により規律し、民法はわずかに個人間の経済関係を規律するのみであるとする見解（大経済法論）を中心に激しく議論されたのである。そして、1980年代半ばまでは、旧ソ連の影響を受けた大経済法論が優勢であったが、

1986年に民事基本法である民法通則が成立し、同法2条が「中華人民共和国民法は、平等な主体である公民相互間、法人相互間並びに公民と法人の間の財産関係及び身分関係を調整する。」と規定して大民法論に立つことを明示したことで、前記論争は決着したのである¹⁰。

市場経済化を標榜する中国が、大民法論を採用したことはごく自然な流れと思えるが、この民法通則には次のような特徴がある。例えば、民法通則は、近代私法と同様に、当事者の平等（同法3条）、自由意思の原則（同4条）、信義誠実の原則（同4条）、権利の不可侵（同5条）等を定めるが、その一方で、国家財産を神聖不可侵とする（同73条）など、国家所有権の優位を維持して計画経済の名残を残している。また、民事責任の負担方式において、物権的請求権や損害賠償請求権などのほかに、訓戒、始末書の提出、没収、過料、拘留¹¹（同134条）など単なる損害補填にとどまらない教育的、制裁的要素のある規定を置いたり、我が国では憲法上の人権と分類される人権を民事上的人格権として詳細に規定する（同98条～105条、生命・健康権、氏名権・名称権、肖像権、名誉権、荣誉権、婚姻の自主決定権、婚姻、家庭、老人、身障者の保護、男女平等）など、我が国の民法とは異なる特徴を有している。

(2) 民法通則制定から現在まで

その後、1999年に契約法が制定され、2002年に9編1209条の民法草案が作成され全人代常務委員会の初期審査に提出されたが、民法の範囲が広く、内容が複雑で一括で改正を検討すると時間がかかるため、編ごとに審議して採択すべきとの結論に至った。そして、2007年に物権法、2009年に権利侵害責任法（不法行為法）、2010年に涉外民事関係法律適用法

¹⁰ 現代中国法入門 131～133頁。

¹¹ 拘留は短期間の身体拘束を指し、司法拘留（訴訟秩序を乱したもののへの制裁）、行政拘留（行政罰としての制裁）、刑事拘留（令状を持たない緊急の身柄拘束）がある。現代中国法入門 263頁。

(国際私法) が相次いで制定され¹²、次は人格権法を単行法として制定することが検討されている¹³。

なお、物権法の制定にあたり、中国では大規模なイデオロギー論争が巻き起こり、全人代常務委員会での法案審議が約1年間ストップするという事態に至った。物権法が民法通則73条の国家所有権の優越原則を放棄し、物権平等の原則、すなわち国家所有権、集団所有権¹⁴、私人所有権に平等な保護を与える(物権法3条3項、4条)ことは、なし崩し的に資本主義化を加速し、中国の社会主義公有制を崩壊に導くもので、憲法違反であるという主張が有力に主張されたのである。これに対しては、旧ソ連から強く影響を受けた単一公有制と計画経済を土台とした公有財産の特別保護原則の下では平等保護は許されないであろうが、憲法改正により社会主義市場経済の実施及び非公有制経済が社会主義市場経済の重要な構成部分であることが明確にされた現在においては、社会主義公共財産の特別保護を実施する経済体制的な基礎はもはや存在していないと反論されている。憲法で社会主義市場経済の導入を明言し、全面的に市場経済を導入し発展させるためには、平等原則、取引の安全等、国際的な統一の市場経済のルールを遵守することは必須である。中国は、物権法において物権の平等保護を明言することで、市場の発展と公平な競争をますます促進しようとしているのである¹⁵。

¹² 権利侵害責任法及び涉外民事関係法律適用法は、当部の法整備支援の対象となった。ICD NEWS 第42号、第45号参照。

¹³ 法制網「全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室の扈記華副主任に聞く」

http://www.legaldaily.com.cn/rdlf/content/2011-03/09/content_2505723.htm?node=20969

¹⁴ 中国では、例えば都市の土地等は国の所有に属し、農村及び都市郊外地区の土地等は集団所有に属する(憲法10条、物権法45条～52条、58条)。私人は収入、家屋、生活用品、生産用具、原材料等について所有権を有している(物権法64条)。

¹⁵ 中国物権法4頁。

ICCLC 第27号11、12頁「中国物権法の制定と外国資本の経済活動への影響」張治峰氏(國務院国家發展改革委員会法規司処長)講演録

このように、中国の民法典制定は、中国の計画経済から市場経済へ移行する道のりと形影相伴うように歩んできたのであるか、単に資本主義国の民事法を取り入れるのではなく、中国特有の規定を織り交ぜながら発展してきたといえる。次に、その一例として近年成立した権利侵害責任法を紹介する。

4 権利侵害責任法にみる「中国の特色ある社会主義的法体系」～公平責任の考え方

(1) 権利侵害責任法の特徴

物権法成立後、中国は権利侵害責任法の起草作業に取り掛かり、2009年12月、同法は成立した¹⁶。物権法と比較すると、いわゆる不法行為法である権利侵害責任法はイデオロギーに係わる部分もさほどなかったため、比較的スムーズに成立したといえる。しかし、その規定を我が国の不法行為責任と比較したとき、調和のとれた社会を目指す中国の特色が見て取れる。

すなわち、近代私法においては、過失責任主義が不法行為の基本原則とされているが、資本主義の高度化、独占化が進み、経済的強者と弱者の格差が著しくなると、この原則は修正されるようになった。我が国においても、不法行為責任は、加害者の故意又は過失を要求する過失責任を原則としつつ(民法709条)、工作物責任(同717条)や製造物責任(製造物責任法3条)等において無過失責任を定め、自動車損害賠償保障法(同法3条)により過失の立証責任を転換するなど、過失責任を修正し損害の公平な分担を目指しているのであるが、権利侵害責任法においては、明示された不法行為の責任の種類が、総論的にも(過失責任、過失・因果関係の推定、無過失責任、懲罰的損害賠償責任)各論的にも(ネットワークサービス提供者等の責任、環境汚染責任、医療損害責任、学校・幼稚園の責任、高度危険責任等)多種多様であり¹⁷、それにとどまらず、無過失責任

¹⁶ ICD NEWS42号に条文が掲載されている。

¹⁷ ご存知のとおり、日本では明文がないからという理由だ

とも異なる「公平責任」とよばれる概念が存在するという特徴を有している。

(2) 公平責任

この「公平責任」については、権利侵害責任法 24 条が、「被害者及び行為者が損害の発生についていずれも故意・過失がない場合には、実際の状況に基づき、双方に損害を分担させることができる。」と定めている。例えば、通行中地震でバランスを崩した行為者が被害者にぶつかり、双方ともに路上に転倒して被害者が怪我を負った場合のように双方に故意・過失がない場合、過失責任の原則からすれば被害者及び行為者のいずれも損害賠償責任を負わないはずであるが、権利侵害責任法 24 条によれば、この場合裁判所は、状況に応じて、双方にそれぞれ妥当と考えられる損害賠償を負担させることができる。このような「公平責任」の考え方は民法通則 132 条¹⁸にも規定されていたが、権利侵害責任法では更に具体化されており、同法 23 条、32 条 1 項、33 条 1 項¹⁹、87 条の規定をおいている。

けで不法行為が認められないということはない。裁判官が条文を合理的に解釈して種々の不法行為が認定し、事案によっては明文がなくとも立証責任を転換させるなどして妥当な解釈を図っている。しかし、中国においては、個々の裁判官は条文の解釈をせず、その裁量の余地は狭く、法律で細かい点まで規定するか、最高人民法院の発出する司法解釈により条文の不備を補則するかによって法適用を行っている。このような違いが法律の規定ぶりに現れているのだろう。

¹⁸ 民法通則 132 条「当事者のいずれにも損害の発生について過失がない場合には、当事者は、実情に応じて、民事責任を分担することができる。」

¹⁹ 権利侵害責任法 23 条「他人の民事権益が侵害されるのを防止、制止するために自己が損害を被った場合には、権利侵害者が責任を負う。権利侵害者が逃亡し、又は責任を負うことができない場合に、被権利侵害者が補償を請求したときには、受益者が適当な補償を与えなければならない。同 32 条 1 項「民事行為無能力者、制限民事行為能力者が他人に損害を生じさせた場合には、監護人が権利侵害責任を負う。監護人が監護責任を尽くした場合には、その権利侵害責任を軽減することができる。」（監護責任を尽くしても免責を認めていない）

同 33 条 1 項「完全民事行為能力者が自己の行為に対して一次的に意識を失い、又は制御を失って他人に損害を生じさせ、これについて故意・過失がある場合には、権利侵害責任を負わなければならない。故意・過失がない場合には、行為者の経済状況に基づき、被害者に対して適当な補償をする。」

中でも、同法 87 条は、公平責任の最も進化した形である。同条は、「建築物の中から物品を放擲し、又は建築物の上から物品を墜落させて他人に損害を生じさせた場合に、具体的な権利侵害者を特定することが困難であるときは、自己が権利侵害者でないことを証明できる場合を除き、加害可能な建築物の使用者（注：下線は筆者）が補償を行う。」と規定している²⁰。なお、同法 23 条も、32 条 1 項、33 条 1 項も、反証を許さない無過失責任を規定しているが、その場合責任を負うのは受益者であったり（同 23 条）、民事行為無能力者等の監護人であったり（同 32 条 1 項）、一時的に意識を失い又は制御を失ったため故意・過失がないと認定された完全民事行為能力者（同 33 条 1 項）であり、責任の基礎となる何かしらの背景や根拠が存在する。しかし、同法 87 条が規定する「加害可能な建築物の使用者」というのは、たまたまその建築物の中に居合わせた者も含む概念であり、そのような者にまで損害賠償責任を負わせるだけの背景や根拠を見出すのは難しいように思われる。

この規定が制定されたきっかけとなったのが、中国で実際に起こったいわゆる「灰皿事件」の判決である²¹。事件は、2000 年 5 月 10 日の深夜、アパートの建物近くの路上で知人と大声で言い争いをしていた X の頭上に、何者かがガラス製の灰皿を投下し、それが X の頭に当たって X 重傷を負ったという事件である。灰皿を投下した犯人が特定できなかったので、X は、アパートの 2 階以上に住む住人全員（約 20 世帯）を被告として、損害賠償請求訴訟を提起した。裁判所は、民法通則 126 条、130 条²²を適用し、

²⁰ 一般的な工作物責任については、権利侵害責任法 85 条や 86 条が定めており、ここでは工作物の所有者、管理者、使用者、責任者の責任を定めている。

²¹ 後掲ジュリスト 1406 号「中国における新しい不法行為法の制定」住田尚之著。

²² 民法通則 126 条「建築物又はその他の施設及び建築物上に設置された物が、倒壊、脱落又は墜落して、他人に損害を与えた場合には、その所有者又は管理人は、民事責任を負わなければならない。但し、自己の過失がないことを証明できる場合は、この限りではない。」

同 130 条「2 人以上の者が共同で権利を侵害し他人に損害を与えた場合には連帯責任をおわなければならない。」

Xの請求を認め、被告全員が連帯して損害賠償責任を負うよう判決したのである。現在であれば、前述の権利侵害責任法 87 条によって、住人全員が連帯責任を負うことになるだろう。

この事件の場合、灰皿が 1 個なら犯人はおそらく 1 人（又は 1 世帯）であり、残りの住人は共謀でもない限り、全く事件と無関係である。しかも、本件は深夜の事件であり、殆どの住民は就寝中で「アリバイ」の立証ができなかったであろうと予想される。このような犯人以外の無関係な住民に対して、どうしてその連帯責任の根拠が求められるのであろう。もし、同じような事件が日本で起こったならどうであろうか。過失責任の原則からすれば、犯人が特定できないとなればせいぜい建物の管理者の責任を追及するくらいであろう。もちろん、被害者が傷害保険に入っていれば、仮に犯人がわからなくても被害は補償されるので、被害者も住人全員を被告にするなどということは考えないかもしれない。仮にそうでなくても、建物に存在した住人全員を被告にするなどということは日本では到底考えられないし、その者たちの不法行為責任を認める根拠がない。

一体何を根拠に住人に連帯責任を認めるのか……その答えが「公平責任」なのである。こうなるともはや「公平責任」は不法行為責任の範疇にあるとは言えず、別概念と言うほかない（いわば、財源のない又は国民の私有財産を強引に財源とする一種の社会保障制度。集団的責任。）。そして、このような公平責任を法律として規定し、コンセンサスが得られているところに、筆者は「中国の特色ある社会主義的法体系」の片鱗を見ることができると考える。

しかし、一方で、何の帰責原因がない者にも責任を負わせるということは、近代私法の大原則に反して自由保障機能を削ぐことになり、ひいては自由な経済活動、市民生活ができなくなるおそれがある。少なくともそう思わせる萎縮効果があるのではないか。そのあたりを中国がどのように考えているのか、あるいは考えていないのか、興味のあるところであ

る。

5 終わりに

「中国の特色ある社会主義的法体系」が何なのか、筆者なりに考えたが、その肝は、やはり、社会主義の原則を堅持すると宣言しながら急速に資本主義化している中国のバランス感覚にあると思われる。もちろん、現状の中国法は発展途上の段階にあり、今後の「中国の特色ある社会主義的法体系」の行く末に注目したい。

【参考文献】

*「日本国の近代化（1868 年）以後における法制度構築の歴史」 2001 年 7 月

（三ヶ月章博士講演録）法務総合研究所

*ジュリスト 1406 号（2010 年 9 月 1 日）

「特集アジアの民法」座談会

アジアの民法—その比較法的意義と特色

中国における新しい不法行為法の制定 住田尚之

*ICD NEWS 第 42 号（2010 年 3 月）

外国法令紹介「権利侵害責任法」

*ICD NEWS 第 45 号（2010 年 12 月）

中国国別研修「民事訴訟法及び民事関連法」

*ICCLC 第 27 号（2007 年 12 月）

中国物権法の制定と外国資本の経済活動への影響

張治峰（国務院国家發展改革委員会法規司処長）

*ICCLC 第 31 号（2010 年 1 月）

中国の「権利侵害責任法」について

石宏（全人代常務委員会法制工作委員会民法室副処長）

*現代中国法 小口彦太、田中信行著

成文堂（2004 年 7 月発行）

*現代中国法入門（第 5 版） 木間正道ほか

有斐閣（2009 年 10 月 1 日発行）

*中国物権法 条文と解説 鈴木賢ほか

成文堂（2007 年 5 月 17 日発行）

*中国人大網「全国人民代表大会常務委員会事業報告」—2011 年 3 月 10 日第 11 期全国人民代表大会第 4 回会議にて 全国人民代表大会常務委員会委員長 呉邦国（人民日報 3 月 19 日）

http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2011-03/19/content_1648049.htm

*法制網「全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会民法室の扈記華副主任に聞く」（法制日報 3 月 9 日）

http://www.legaldaily.com.cn/rdlf/content/2011-03/09/content_2505723.htm?node=20969